

「会計監査六法2019年版」の誤記のお詫びと訂正

2019年3月11日

日本公認会計士協会

「会計監査六法2019年版」（2019年3月発行）の一部に誤りがありましたので、お詫び申し上げます。また、次のとおり訂正いたします。

○1 法規関係 6. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 358頁

正	誤
<p>(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)</p> <p>第54条 第32条第1項第13号に掲げる繰延税金資産と第52条第1項第5号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>(第2項を削除する)</p>	<p>(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)</p> <p>第54条 第32条第1項第13号に掲げる繰延税金資産と第52条第1項第5号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>2 第32条第1項第13号に掲げる繰延税金資産と第52条第1項第5号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p>

○1 法規関係 8. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」 449頁

正	誤
<p>(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)</p> <p>第45条 第30条第1項第3号に掲げる繰延税金資産と第38条第1項第4号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>(第2項を削除する)</p>	<p>(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)</p> <p>第45条 第30条第1項第3号に掲げる繰延税金資産と第38条第1項第4号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>2 第30条第1項第3号に掲げる繰延税金資産と第38条第1項第4号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p>

○1 法規関係 10. 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について 514頁

正	誤
<p>16の2 財務諸表等規則ガイドライン8の19—1—1の取扱いは、規則第16条の2に規定する注記のうち、規則第15条第1項第1号に掲げる事項に準ずる事項を記載する場合の取扱いについて準用する。</p>	<p>ガイドライン16の次に16の2を追加</p>